

2026（令和8）年度茨城県 D&I 推進企業表彰実施要項

（目的）

第1条 この表彰は、ダイバーシティ経営を経営戦略として位置付け、多様な人材が能力を発揮できる職場・組織づくりに積極的に取り組み、優れた成果を上げている企業を表彰するとともに、その取組を県内企業に広く周知することにより、県内企業におけるダイバーシティ経営の推進及び持続的な企業価値の向上を図ることを目的とする。

（表彰対象）

第2条 表彰対象は、茨城県内に本社または主たる事業所を有する企業・団体等で、次の要件を満たし、第1条の目的に照らして表彰することが適当と認められるものとする。

- （1）県内において事業活動を継続していること
- （2）常時雇用する労働者の数が21人以上であること
- （3）「いばらきダイバーシティ宣言」の登録企業であること
- （4）D&I推進に関する具体的な取組を実施していること
- （5）取組内容について、自社のホームページやSNS等を活用して情報発信できること
- （6）労働関係法令その他関係法令を遵守していること
- （7）過去3年以内に重大な法令違反またはその他表彰することが不適当と認められる事由がないこと

（表彰区分）

第3条 表彰区分は、次のとおりとする。

- （1）優秀賞
- （2）優良賞

2 前項に定めるもののほか、応募状況及び審査結果を踏まえ、必要があると認めるときは、別に表彰区分を設けることができる。

（審査基準）

第4条 前条第1項に規定する表彰区分ごとの審査基準は、次のとおりとする。

- （1）優秀賞

第2条第4号に規定する取組が特に優れていると認められるもの

- （2）優良賞

第2条第4号に規定する取組が優れていると認められるもの

2 前条第2項の規定により別に表彰区分を設ける場合の審査基準は、その表彰区分に応じて別に定める。

3 審査は次に掲げる評価領域に基づき総合的に行う。

- （1）経営戦略・推進体制
- （2）多様な人材の活躍
- （3）働き方・職場環境
- （4）組織風土・意識改革
- （5）成果・効果

(6) 先進性・独自性

- 4 審査に当たっては、制度や数値を評価するだけでなく、企業が抱える経営課題に対し、D&I の視点からどのように課題解決へ取り組み、その取組が組織の変革や企業価値の向上につながっているかを総合的に評価する。

(被表彰候補者の推薦)

第5条 被表彰候補者は、自薦または他薦により推薦するものとする。推薦方法及び提出書類は別に定める応募（推薦）要領による。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の審査のため、「茨城県 D&I 推進企業表彰審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、第4条に定める基準に基づき審査を行い、その結果を知事に内申し、知事が被表彰者を決定する。なお、その過程については非公開とする。

- 2 応募書類に虚偽の記載またはその他不正な行為が認められた場合は、審査対象から除外する。

なお、表彰決定後の場合は、表彰を取り消すことができる。

(表彰)

第7条 表彰は年1回とし、優秀賞、優良賞については表彰状及び副賞を授与する。

- 2 第3条第2項の規定により別に表彰区分を設ける場合の表彰状及び副賞については、その表彰区分に応じて別に定める。

(被表彰者の公表)

第8条 被表彰者の名称、表彰理由及び取組内容等は、県ホームページ等の広報媒体により公表する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和8年10月2日から施行する。